

性の多様性について

基調講演



性の多様性

風間 孝
(中京大学教授)

性的マイノリティは、「ジェンダー」と「セクシュアリティ」それぞれに関わるマイノリティに分けることができます。人は男あるいは女に生まれ、性別は生涯を通じて変化せず、男性または女性のジェンダー役割に従うことを想定する性別二元制。異性に好かれることを人間のあるべき姿とみなす異性愛主義。そこから外れる人たちをマイノリティと呼ぶわけです。では、性的マジョリティ（性的多数派）とは何か。性自認あるいは性表現が生まれたときに割り振られたジェンダーと一致するあり方がシスジェンダー、感情的・性的に異性に惹かれる人を異性愛者といいます。昨今は、誰もが性的指向・性自認を持っていることを表す SOGI（ソジ）という言葉が広がっていますが、SOGI は全ての人を含んでいるので、性的マイノリティの方が困難に直面しやすい状況を曖昧にするという可能性もあります。

性的指向と性自認

性的指向 (sexual orientation)：どの性別に感情的・性的に惹かれるか

⇒異性に惹かれる場合もある、同性に惹かれる場合もある、両性に惹かれる場合もある、感情的・性的に惹かれない場合もある

性自認 (gender identity)：人が内面において感じるジェンダー
⇒生まれたときに割り当てられたジェンダーと一致する場合もある、一致しない場合もある

性的マイノリティが直面する問題

①ライフコース

性的マイノリティの若者は自殺念慮の問題、抑うつの問題、そしてアルコール依存といったリスクにさらされる可能性が性的マジョリティよりも高いことが知られています。成人期にはカップルや家族形成と維持や労働、老年期には誰からケアを受けるのか、ケア提供者との関係をどうつくるのかという課題があります。

②健康

身体状態だけでなく、満足できる精神状態であることも含めて健康の課題はあります。

たとえば自殺念慮を経験している同性愛・両性愛男性や性別違和を持つ人びとが一般集団よりも多いという研究結果もあります。マイノリティとしてのストレスや社会的支援の獲得しに

くさが背景となって抑うつを抱えやすくなるのです。ストレスには、①マイノリティであることに起因する継続的かつ深刻な偏見の経験、②偏見を経験したことで自分が偏見の対象になることを警戒しながら生きていくこと、③結果として、マイノリティのアイデンティティを隠そうとすること、④社会の否定的な信念（スティグマ）を内面化することというプロセスがあります。アイデンティティを隠すことは、偏見から自らを守る手段でもあるのですが、同時にストレスの原因にもなります。そこに自己否定が重なり、孤独や不安をもたらし、深刻な抑うつや自尊心の低下といった健康上の問題を抱えやすくなります。

③教育

性的マイノリティが教育の場で直面する問題は、まず、高い割合で虐待やいじめを経験していることです。その結果、ドロップアウトして、十分な教育の機会を奪われる人もいます。また、性的マイノリティの生徒が年齢にふさわしいセクシュアリティ、ジェンダー、性的健康についての情報を得るのも難しい。その結果、自らを理解し、自らの性的指向や性自認を受容することが難しくなります。

文科省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015 年）は、性同一性障害の生徒が学校で直面する問題（制服、トイレ、着替え、体育等）に個別対応するよう求めていますし、一部の教科書では LGBT が取りあげられてもいます。一方で小学校や中学校の学習指導要領に「思春期になると異性への関心が芽生える」との記述も残されています。また、性的マイノリティの児童・生徒に個別対応するとき、性的マイノリティではない児童・生徒がその対応をどう捉えるのかを考えるなら、個別対応に留まらない、性の多様性についての教育が学校において必要とされているといえるでしょう。

京都市立学校での取組について

京都市立学校の全ての校園長が LGBT 等性的少数者や性の多様性についての研修を受講したほか、教職員向けの人権教育講座や研修で、教職員らの理解を深めています。

教職員自身が正しい知識を持ち、子どもが相談しやすい環境づくりに努めるとともに、子どもや保護者の心情等に配慮しつつ、組織的かつ細やかな対応をしています。

個別の事情に応じて、更衣、トイレ、標準服等について配慮している例もあります。また、性の多様性について授業の中で取り上げたり、保護者向けの啓発資料を配布するなど児童生徒や保護者の理解を深める取組も引き続き進めていきます。



④人とのつながり

パートナーや家族、社会的つながりを本人が欲したときには、誰にとってもそうしたつながりを確立し、継続できるような環境が保障されるべきです。しかし、国によっては同意のもとにおこなわれるプライベートな空間での同性間性行為を禁止する法が存在しています。こうした状況では、同性愛者を含む性的マイノリティが親密な関係を築き、継続することは容易なことではありません。実際に、世界には同性間の性行為を死刑としている国が10以上、違法としている国が約70あります。日本ではパワハラ防止法が2020年に施行され、性的指向・性自認に基づく侮辱的言動がパワハラとみなされるようになりました。また、法律上、同性間の婚姻は認められていませんが、地方自治体が性的マイノリティのパートナー関係を承認することによって、親密な他者とのつながりを支援する動きが始まっています。実際に地方自治体レベルでは、京都市も含めてパートナーシップ制度を導入する自治体が増えてきています。パートナーシップ制度は企業が提供する商品やサービスにも影響を及ぼしています。

⑤労働

性的マイノリティは生きていく上で必要な資源を獲得することが、性的マジョリティよりも困難です。求職活動でも、同性愛者であることや結婚するつもりがないことを表明した結果、あるいは性自認や性表現が法律上の性別と一致していないことを理由に、面接を打ち切られることがあります。性的指向や性自認、性表現を理由として、経済的な機会から排除されやすい状況があります。また、性的マイノリティであることで退職を勧められる、昇進を妨げられる、言葉等でのハラスメントを受ける、同僚から拒絶される・尊重してもらえないといった問題に直面している人も少なくありません。その結果として、仕事へのやりがい低下させ退職する人もいますし、退職や転職をくりかえし、貧困の状況に置かれている人もいます。反対に、組織や企業の中で受容されることによって会社に積極的に関わることができる人もいます。

就職活動も性的マイノリティの学生にとって大きな壁です。たとえば就職活動に臨む学生たちは男性用と女性用の二種類しかないリクルートスーツを着ることが当然とされています。衣服のメーカーや就職活動に情報を提供する企業は、学生は就職活動においてどのような服装を着用すべきか、髪型はどうすべきか、座り方はどうすべきかなどのガイドラインを提供しています。その結果、性的マイノリティの学生やジェンダー役割に違和感をもつ学生は、就職活動からドロップアウトする場合があります。この問題は、性的マイノリティの学生だけでなく、ジェンダー規範の押しつけに違和感を抱く学生にとって大きな問題として立ちはだかっています。

性的指向・性自認にかかわるハラスメント

パワーハラスメントとは、職場における優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、労働者の就業環境を害するものと定義されています。その種類の「精神的な攻撃」「個への侵害」に、性的指向・性自認に関わるハラスメントが含まれています。「精神的な攻撃」では相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動がパワハラであることが、また「個への侵害」では労働者の性的指向・性自認を本人の了解を得ずに他の労働者に暴露すること（アウティング）がパワハラになると明記されています。性的指向・性自認に関するハラスメントがパワハラになることを就業規則にきちんと明記し、従業員からの性的指向・性自認についての相談に関しても適切に対応することが、現在、法律によって企業に求められています。

性的指向・性自認に関するハラスメントが パワハラに（2020年6月～）

パワハラ防止指針（2020）

（労働施策総合推進法）⇒雇用管理上措置義務

・ **パワハラ**：職場における①優越的な関係を背景とした言動で、②業務上必要かつ相当な範囲を超え、③労働者の就業環境が害されるもの

（大企業 2020年6月；中小企業 2022年4月～）

→①＜精神的な攻撃＞人格を否定するような言動。**相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む**

→②＜個への侵害＞**労働者の性的指向・性自認を当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること（＝アウティング）**

LGBTに関するハラスメントがパワハラになることの明記、従業員からの相談に適切に対応することが求められる

性の多様性をめぐる最近の動き

2019年2月にはじまった「結婚の自由をすべての人に」訴訟では全国5ヶ所で審理が進んでいる。2021年3月に札幌地裁は同性婚が認められないのは憲法14条「法の下の平等」に照らして違憲との見解を含む判決を出した。また、同性カップルを法的家族と同様に扱う企業なども全国的に増加傾向にある。

他方で、性的マイノリティ全般にかかわる課題として、アウティング（暴露）の問題がある。三重県が、都道府県では初めて、性的指向・性自認をめぐるアウティングとカミングアウトの強制を禁止する条例を2021年4月から施行。すでに東京都豊島区や国立市、三重県いなべ市、岡山県総社市などが制定しており、暴力行為を阻止するためにさらなる広がりが求められている。

（堀江有里／世界人権問題研究センター専任研究員）